

令和5年3月

第3回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	藤井 雄平
農業行政課	主事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 農業委員会会長職務代理者の互選について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

- | | | |
|-------|----------|--|
| | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可について |
| | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| | 議案第 4 号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 5 号 | 農地改良協議に対する同意について |
| | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| | 議案第 8 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 9 号 | 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について |
| | 議案第 10 号 | つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）について |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4 号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 5 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| | 報告第 6 号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第 7 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |

開議の宣告

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、総会に入らせていただきます。
 本日は、お忙しい中、令和 5 年第 3 回総会に御出席をいただき、ありがとうございます。
 それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思います。
 会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。どうも御苦勞様です。

令和 5 年の第 3 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

昨今、新型コロナウイルス感染症の猛威も落ち着いてきており、マスクも外せるような時期となり、また農作業に関しても、皆さん忙しい時期を迎えたのかなと思います。体調

に気をつけながら頑張ってくださいと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行のほうを飯野会長にお願いしたいと思います。

会長、お願いいたします。

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第3回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第9条を準用いたしまして、撮影または録音等を行うことを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和5年第3回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席21番蛸原 昇委員、議席22番坂入 誠委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 農業委員会会長職務代理者の互選について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第２、農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（天貝課長）

農業委員会会長職務代理者の互選について、御説明申し上げます。

会長職務代理者につきましては、これまで鮭川委員が職務代理者として務めてこられたわけでございますけれども、２月１７日をもって市長の同意を得まして正式に辞任となりましたので、現在空席でございます。

その互選についてでございますけれども、つくば市農業委員会運営規程に基づきまして、会長または職務代理者が欠けた場合は速やかに互選を行わなければならないということになっていることから、今回互選を行うものでございます。

なお、農業委員会の運営規程に基づきまして、互選ですから、選挙とするか、もしくは、総会に出席した委員に異議がないときは指名推薦の方法によることができるということに運営規程で定まっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、どちらの方法で選出したらよいとお諮りしたいと思います。

蛭原委員、どうぞ。

蛭原 昇委員

蛭原です。農業委員の任期も１年と少しになったところで、選挙をやってごたごたすることのないように、委員による指名推薦ということではいかがでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

指名推薦により選出との意見がありましたが、御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしと認め、農業委員会会長職務代理者の互選については、指名推薦により選出することに決定します。

次に、指名推薦の方法についてお諮りします。

御意見等ありましたら、お願いいたします。

蛭原 昇委員

蛭原です。職務代理者は、農業委員の経験年数、人柄からいっても、坂入 誠委員が適任かと思いますので、坂入 誠委員を職務代理者に推薦したいと思います。

議 長（飯野 和男）

ただいま坂入 誠委員を会長職務代理者に推薦するとの意見がありましたが、御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、ただいま全員の同意をもって、農業委員会会長職務代理者は坂入 誠委員に決定いたします。

それでは、坂入 誠会長職務代理者より、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

会長職務代理者（坂入 誠）

まず最初に、私、この代理に選ばれたことの前に、病氣療養中の鮎川元会長職務代理の一日も早い回復を皆さんとともに祈りたいと思います。

さて、このたび、私を代理として選んでいただきまして、誠にありがとうございます。任期は来年の5月までだと思います。この任期期間中、事務局の方々の御指導を仰ぎながら、また、皆さんの御協力をいただきまして、飯野会長の補佐役として精いっぱい務めさせていただきますことを誓います。よろしく願いをいたします。

簡単ですが、挨拶といたします。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題としたいと思います。

提出番号7番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号18番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号7番を除いて、議案第3号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可

についての提出番号 7 番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 3 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番、2 番については、耕作利便のための交換になりますので、一括して御説明させていただきます。

提出番号 1 番については、水稻・野菜・芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号 2 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 3 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、主に野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 4 番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 3 番、4 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号５番については、申請人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号６番については、申請人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号５番、６番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号８番については、農地所有適格法人の要件を満たしているか確認が取れないため、継続審議といたしました。

提出番号９番については、ブドウを栽培している農家で、申請地にもブドウを栽培する予定です。

提出番号１０番については、貸人が真正な権利者であるか確認が取れないため、継続審議といたしました。

提出番号１１番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

提出番号１２番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

提出番号１３番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稻・野菜を作付しており、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１４番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１５番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１６番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１７番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号８番、１０番においては継続審議。提出番号９番、１１番から１７番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１８番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１９番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号２０番については、野菜を作付する農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１８番から２０番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の提出番号７番を除いて、報告が終わりました。

提出番号８番、１０番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号８番、１０番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号８番、１０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号８番、１０番については、白石委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号8番、10番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から6番、9番、11番から20番について審議いたします。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号1番から6番、9番、11番から20番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から6番、9番、11番から20番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から6番、9番、11番から20番については、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題としたいと思います。提出番号4番から10番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号28番と一体の事業であることから、議案第2号の審議から提出番号4番から10番を除いて、議案第3号の審議と併せて議題とすることによってよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号4番から10番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る３月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、収入を得て生活の安定を図るべく、月極による貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理、自家用車３台分に加え、１４台分の貸駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、第２種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農用地区域内農地です。

申請者は、隣接地でイチゴ栽培を行う農家で、農業経営のため駐車場が必要なことから、令和７年３月１３日までの一時転用の申請をするものですが、申請地の一部が無断で使用されていたことから、始末書付きとなっております。

許可後の利用方法は、防草シート敷きの上、普通自動車９台分のスペースを確保する計画です。

提出番号３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、建物の老朽化に伴い、新たに自己用住宅用地として申請するものですが、申請地の一部が無断で使用されていたことから、始末書付の申請となっております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、２番、３番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号1番から3番の説明及び報告が終わりました。

続きまして、提出番号1番から3番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第2号の提出番号1番から3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号1番から3番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番から3番について、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について（提出番号7番）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について（提出番号4番から10番）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について及び議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号7番並びに議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号4番から10番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第3号及び議案第1号の提出番号7番並びに議案第2号の提出番号4番から10番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号28番については、私が議事参与の制限案件に該当しますので、提出番号28番と一体の事業である議案第2号の提出番号4

番から10番、議案第3号の提出番号28番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る3月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅3区画を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で運送業を営む法人です。現在、利用している駐車場が手狭であり、業務に支障を来しているため、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵で囲い、全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車7台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番から3番については、一般基準を満たしており、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番、5番については、同一申請人からの案件であるため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に住んでおりますが、両親が高齢になったことから、両親の面倒を見るため、4番については申請地を取得し、5番については申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業の拡大のため、申請

地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲った上、545Wパネルを168枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内を中心に複数の医療機関に勤務する医師です。今般、新たに診療所を設立するに当たり、申請地を取得し、診療所用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、現在別々に暮らしておりますが、将来結婚し一緒に住みたいと考えていることから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外の借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市外の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、区会自治会として活動する認可地縁団体です。圏央道の拡張工事に伴い、既存の集会所が使用できなくなるので、申請地を取得し、集会所用地を移転するため申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市外の借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番から14番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても

差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上です。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をしたいと、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番、17番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第2種と判断しました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い、メンテナンス用の駐車スペースを確保した上で、提出番号16番については545Wパネルを180枚、提出番号17番については545Wパネルを140枚を各申請地に設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。

以上のことから、提出番号15番から17番については、一般基準に適合の上、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る3月7日に行われました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号18番と議案第1号、提出番号7番については、営農型太陽光発電施設に係る一体の事業であることから、一括して御説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、更新するために申請されたもので、農地法第3条

の地上権を設定した上で申請するものです。

また、下部農地では、これまでサトイモを作付しておりましたが、収量が確保できないことから、サカキに作物を変更する計画で、許可日から３年間の一時転用となります。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議も整っております。

次に、提出番号１９番につきましては、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、隣接する山林も含めて一体で利用する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議も整っております。

提出番号２０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で土木工事業を営む法人です。今般、市内での事業拡大を図る計画があることから、申請地を取得し、資材置場用地として利用すべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲み、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、作業用車両２台分の駐車スペースと土木工事用資材を置くスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号２１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より贈与を受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、議案第１号、提出番号７番については、農地法第３条第２項ただし書きの地上権の設定であるため、許可しても差し支えないと思われま。

また、議案第３号、提出番号１８番から２１番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家で両親と同居中ですが、将来のことを考え、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものですが、許可を受ける前に申請地の一部を使用してしまっていることから、始末書が添付されています。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２２番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅1棟を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号24番については、農用地区域内農地です。

申請者は、市内で飲食業・農業を営む法人です。今般、事業拡大のため申請地を借り受け、農業用倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨平屋建ての倉庫1棟を建築し、乾燥機・もみすり機等の農業用機械を保管する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で保険代理業を営む法人です。現在、賃貸利用している事務所が手狭となったため、業務に支障を来しているため、事務所を移転すべく申請地を取得し、事務所併用住宅用地として申請するものですが、申請地の一部が無断で使用されていることから、始末書添付の申請となっております。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての事務所併用住宅1棟を建築し、従業員・来客用の駐車場を確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅3棟を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号27番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号23番から27番、29番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許

可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号7番及び議案第3号の提出番号1番から27番、29番の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第1号の提出番号7番及び議案第3号の提出番号1番から27番、29番について審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一郎委員

提出番号6番、16番、17番の太陽光発電の件について、質問いたします。委員からの報告の中で、電力の固定買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画と説明がありましたが、国による20年間の固定化買取制度を用いないということは、長期間の安定した経営が保証されていないので、親会社が破綻した場合、設置したパネル等は撤去していただけるのでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（天貝課長）

ただいまの柳下委員さんの質問でございますけれども、親会社を買取りしてもらえなくなった場合、保証をどうするのかということかと思えます。このFIT法では保証があるけれども、こちらは保証がないということですが、今回の事業計画等を見ますと、そこまでの記載はございませんけれども、通常、親会社を買取りしてくれなくなったら、それは撤去かという、違う買取り会社を見つけるなり、また最近、国でも、自家消費というのでも推奨してございまして、そういった形での電力売買、買取り方法などの選択肢もございしますので、すぐに撤去という話ではないかと思えます。よろしくをお願いいたします。

柳下浩一郎委員

分かりました。ありがとうございます。

議長（飯野 和男）

そのほかに何か御質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の提出番号7番及び議案第3号の提出番号1番から27番、29番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号7番及び議案第3号の提出番号1番から27番、29番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号7番及び議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から27番、29番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号28番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、28番と一体の事業である議案第2号の提出番号4番から10番、議案第3号の提出番号28番の審議が終了するまで、一時退席します。

なお、議事の進行につきましては、坂入会長職務代理者と交代することといたします。よろしくお願いいたします。

（飯野和男委員 退席）

会長職務代理者（坂入 誠）

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

提出番号28番及び議案第2号の提出番号4番から10番については、桜地区の調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

農地法第4条許可申請、提出番号4番から10番については、同一請負業者による事業のため一括して御説明いたします。

農地区分は、第1種と判断いたしました。

今般、申請者は、それぞれ低地解消を目的として盛土をするため申請されたもので、令和5年9月30日までの一時転用です。

許可後は、つくばみらい市福岡工業団地及び常総市水海道高野町地内の建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後はネギを作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

農地法第5条許可申請、提出番号28番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む個人事業主です。今般、前述の農地法第4条許可申請、提出番号4番から10番に係る盛土工事を受注するための工事用の搬入路用地として申請するもので、令和5年9月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、工事用の鉄板53枚を敷設する計画です。

以上のことから、農地法第4条許可申請、提出番号4番から10番及び農地法第5条許可申請、提出番号28番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

会長職務代理者（坂入 誠）

ありがとうございました。

提出番号28番及び議案第2号の提出番号4番から10番について、質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

会長職務代理者（坂入 誠）

ありがとうございます。

質問、御意見とにもないようですので、これにて提出番号28番及び議案第2号の提出番号4番から10番について、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号28番及び議案第2号の提出番号4番から10番について、吉田委員報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

会長職務代理者（坂入 誠）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号4番から10番及び議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号28番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号の提出番号4番から10番及び議案第3号の提出番号28番の審議が終了いたしましたので、議長を飯野会長と交代いたします。飯野会長の復席を求めます。

御協力ありがとうございました。

（飯野和男委員 復席）

議 長（飯野 和男）

どうもありがとうございました。

議案第４号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第４号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

報告します。３月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、昭和５２年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、平成１２年頃より資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号２番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３番については、昭和４０年より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号４番については、昭和５９年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号３番、４番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第５号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、白石委員より調査結果の報告をお願いいたします。

白石 悟委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、田畑転換を目的とした盛土をするための申請です。

作谷地内にある山林の土を用いる計画で、工事期間は令和５年６月２０日までを予定しております。事業完了後は、大豆を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番については、同意しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第５号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第５号について、白石委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 20 ページになります。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年 2 月 16 日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号 1 番、豊里地区で 4 年間の貸借権を設定するものです。

以降、提出番号 18 番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 6 件、谷田部地区 5 件、茎崎地区 4 件、大穂地区 1 件、桜地区 2 件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合していると思われますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 5 番、6 番、18 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号 1 番から 4 番、7 番から 17 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて提出番号 1 番から 4 番、7 番から 17 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 4 番、7 番から 17 番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号、提出番号 1 番から 4 番、7 番から 17 番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号 5 番、6 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、柳下委員の退席を求めます。

（柳下浩一朗委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 5 番、6 番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号５番、６番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号５番、６番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号、提出番号５番、６番について、原案のとおり決定いたします。

柳下委員の復席を求めます。

（柳下浩一郎委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号１８番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１８番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１８番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１８番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号、提出番号18番について、
原案のとおり決定いたします。

染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

(染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書23ページになります。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定、
農地中間管理事業について御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年2月17日付で農用地利用集積計画の決定を求められてお
りますので、内容について御説明いたします。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号15番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区7件、谷田部地区3件、
大穂地区1件、筑波地区4件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合して
いると思われますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号1番から7番、11番から15番につ
いては、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号8番から10番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号8番から10番に対する質疑を
終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号8番から10番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号8番から10番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号1番から7番、11番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号1番から7番、11番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号1番から7番、11番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から7番、11番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号1番から7番、11番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号12番から15番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、櫻井委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１２番から１５番について、質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１２番から１５番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１２番から１５番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号、提出番号１２番から１５番について、原案のとおり決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員 復席）

議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書２７ページになります。

議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和５年２月１５日付で農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号１番、豊里地区で７年５か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、整理番号３番まで議案書記載のとおりで、３件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号に適合されているため、御審議

のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 8 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認いたします。

議案第 9 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

議案第 9 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、報告いたします。

本日開催した農業政策専門委員会において協議を行い、原案として決定しました。内容については、議案書に記載のとおりですが、この後、事務局より補足説明をいたします。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ報告し、市のホームページにおいて公表いたします。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、事務局で補足説明をお願いいたします。

事務局（今野係長）

ただいまの委員長の報告に対しまして補足説明をいたします。

議案書は３０ページとなります。

こちらの目標設定は、毎年度見直しを行いまして、例年ですと５月頃に公表しておったものなのですが、今年度より、次年度の目標は３月末までに決定して４月末までに公表を行うよう国から通知があったことから、この３月総会で決定するために、政策専門委員会で審議された案を総会でお諮りするということになります。

補足説明としては、以上になります。

議 長（飯野 和男）

ただいま蛭原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第９号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第９号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第９号 令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり決定いたします。

議案第１０号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第１０号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

議案第１０号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）について、報告いたします。

本日開催した農業政策専門委員会において協議を行い、原案として決定しました。内容については、議案書に記載のとおりですが、この後、事務局より補足説明をいたします。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ報告し、市のホームページにおいて公表いたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続いて、事務局で補足説明をお願いいたします。

事務局（今野係長）

議案書３２ページとなります。

ただいまの委員長の報告に対しまして、補足説明をいたします。

本指針は、委員の改選の時期に合わせまして見直しを行って公表していたものですが、このたび人・農地プランに代わり地域計画などを定めた基盤強化促進法の改正に伴いまして、指針の文言等について見直しを行い、年度内に改定をするよう国から通知されているものですから、議案９号と同じく、政策専門委員会で審議された案を３月の総会にお諮りするというものになります。

説明としては、以上となります。

議長（飯野 和男）

ただいま蛸原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

石島です。遊休農地の発生防止・解消についてのところで、遊休農地の解消目標ということになっていますよね。それで、３年後の目標、それ以降、６年後の目標ということ、目標は目標でいいのでしょうか、今現在、つくば市の場合、遊休農地面積というのは増えているのですよね。

事務局（天貝課長）

事務局から、お答えいたします。

こちらに書いてある令和３年３月現在の面積が２７１ｈａでございますけれども、今年度末の遊休農地面積が約２９０ｈａということで、２年間で約２０ｈａほど増えている状況でございます。

以上です。

石島 繁委員

ありがとうございます。２年間で２０ｈａということは、平均しますと１年間で１０ｈａ増えているという、平均化するとそういう考え方ができるのですが、３年で半分に減ら

すという目標というのはあまりにも乖離し過ぎているんじゃないかというのが、とても心配するところです。

一体何の目標を立てているのだと言われるんじゃないかという、もっとシビアな、例えば、すごく考え方まずいかかもしれませんが、増やさないというのも一つの目標になるんじゃないかという、増やさない運動をしていくというような、そういう目標もあっているのではないかなと思うんですけれども、今のままだと3年後には300ha、また300haを超えてしまうという状況になり得ることだと思います。

今、農業委員としては、一人一人が増やさないという、そういった活動を行っていくことのほうが大事なような気がします。数字を見て、ああ、こんなに増えているんだ、減っているんだという、そういうことではなく、全体的にそういう活動を具体的にやっていくということをもうそろそろ挙げていったほうがいいのではないかなということを御審議していただいたらどうでしょう。私はそういうふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（天貝課長）

事務局から、お答えをいたします。

石島委員さんおっしゃるように、発生これ以上させないという抑止の考え方は非常に大事でありまして、現状を見ますと過大な目標になっているのは事実でございます。

なぜこのような過大な目標を設定しているかというのは、ちょっと訳がございまして、国の定める目標値に持っていけないと、農業委員会に対する最適化交付金という補助金が財源の農業委員さんの上乗せ報酬、最適化推進委員さんの上乗せ報酬がございすけれども、それが交付されなくなってしまうという実情がございまして、やむを得ずこのような目標を設定しているというのが大多数の農業委員会ではないかと思われます。

交付金をもらわないつもりであれば、石島委員さんおっしゃるような現実的な目標もあるのかなとは思いますが、その辺の事情を御理解いただければ幸いかと存じます。

以上でございます。

石島 繁委員

わかりました。ありがとうございます。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたし

ます。

これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第4、報告第1号から7号についてですが、内容は議案書35ページから56ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第7号について、質問等ございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

その他の報告ですが、先月25日に実施しましたオンラインによるカップリングパーティーについて、農業担い手対策専門委員会の飯島委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

報告いたします。25日に開催したオンラインカップリングパーティーについて、報告いたします。

今回、男性が5名、女性が5名の合計10名が参加し、無事1組のカップルが成立しました。

委員さんの皆様にも、参加の呼びかけ等、御尽力していただき、誠にありがとうございました。

以上です。

議 長（飯野 和男）

そういうカップリングパーティーありましたので、一応御報告まで。

次に、来年度の農地再生事業について、遊休農地対策専門委員会の坂入委員長より報告をお願いいたします。

坂入 誠委員

遊休農地対策専門委員会より、農地再生チャレンジ事業について報告をいたします。

3月10日に遊休農地対策専門委員会による種いも切り作業を行い、同日に、荃崎地区の農業委員さん、最適化推進委員さんにより、大井圃場での肥料散布を行いました。

さらに、16日には、運営委員及び遊休農地対策委員によるジャガイモの種まきを実施する予定でございます。4月からは、ジャガイモの生育状況を見ながら、例年どおり各地区の農業委員、推進委員の皆さんによる農地管理作業をお願いいたします。

圃場の場所及び作業のスケジュール等については、資料2を御確認ください。それぞれの日程の詳細については、資料3の電話連絡網で連絡いたします。

田植の時期と重なって、ますますお忙しくなると思いますが、一層の御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

これをもちまして、令和5年第3回総会を閉会いたします。

【午後3時5分 閉会】

議長 長

農業委員会委員

農業委員会委員